

令和7年度中小企業等再起支援事業補助金 【 募 集 予 告 】

事業の目的

本事業は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置による影響により業況が悪化し、厳しい経営状況におかれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、「販路開拓」、「生産性向上」、「新商品・新役務の展開」、「売上原価の抑制」、「キャッシュレス化・新紙幣対応」の取組を支援します。

■申請受付期間

令和7年7月上旬から8月上旬までの申請受付を予定しています。
募集の詳細については、随時、県(中小企業支援室)のホームページ、補助金事務局の専用ホームページ(7月上旬公開予定)、市町村、商工会・商工会議所等を通じてお知らせします。

■補助対象者

以下の要件を満たす県内に本店又は住所を有する中小企業・小規模事業者等(個人事業主、一部のNPO法人含む)

エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置の影響により、下記①、②のどちらかのとおり売上高等が減少していること

①「売上高営業利益率」の減少

【法人の場合】申請日以前の直近決算期の「売上営業利益率」が対前期比で減少していること

【個人事業主の場合】令和6年分の「売上営業利益率」が対前年比で減少していること

※法人の場合、直近決算期の税申告が完了していない場合は、2期前と3期前の決算期を比較します。

②「売上高」の減少

令和6年10月以降のいずれか1か月間の「売上高」が、平成31年1月から令和6年6月までの同月比で30パーセント以上減少していること

■補助対象事業等

補助対象期間(予定): 交付決定日から令和8年1月15日まで(期間内に発注、納品、支払いが完了する事業)

※やむを得ず交付決定前に事業に着手する場合は、事前に「交付決定前着手届」の提出が必要です。

※ただし、補助金の申請受付開始前に着手した事業については、補助対象外となります。

補助対象事業	対象となる事業の例
(1) 販路開拓を図る取組 (2) 生産性向上を図る取組 (3) 新商品・新役務の展開を図る取組 (4) 売上原価の抑制を図る取組 (5) キャッシュレス化・新紙幣対応の取組 補助率 2/3以内 補助限度額 30万円 (下限額:10万円)	【(1) 販路開拓を図る取組】 ○新たな広告展開 ○展示会・見本市への出展、商談会への参加 など
	【(2) 生産性向上を図る取組】 ○売上管理業務を効率化するための業務システム導入 ○タブレット端末等によるセルフオーダーシステム導入 など
	【(3) 新商品・新役務の展開を図る取組】 ○新たな商品開発やそれに伴う設備導入 ○新たな販売形態(通信販売、イートインスペース等)に必要な設備導入 など
	【(4) 売上原価の抑制を図る取組】 ○原材料等を自ら製造するために必要な設備導入 ○原材料等を変更するために必要な設備導入 など
	【(5) キャッシュレス化・新紙幣対応の取組】 ○キャッシュレス化・新紙幣対応に必要な設備導入 など

(問い合わせ先: 宮城県 経済商工観光部 中小企業支援室 経営支援班(電話⇒022-211-2742)(メール⇒saiki@pref.miyagi.lg.jp))

※補助要件に該当するかどうかなど、内容の確認が必要となる重要なお問い合わせにつきましては、記録の正確性および円滑な対応のため、なるべくメールにてご連絡いただきますようお願いいたします。

※こちらのホームページでも情報を公開しています⇒<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/saiki-r7.html>